

添付法令資料 4 :

火入れをしないプランテーション土壌の開拓及び／又は処理に関する 2018 年 1 月 15 日付インドネシア共和国農業大臣規則 No.05/PERMENTAN/KB.410/1/2018 (目次)
同月 18 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 火入れをしないプランテーション土壌の開拓及び／又は処理の計画 (第 4 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 火入れをしないプランテーション土壌の開拓及び／又は処理活動 (第 8 条ないし第 10 条)
- 第 4 章 プランテーション土壌の火入れの管理に係るシステム、施設及びインフラストラクチャー (第 11 条ないし第 30 条)
- 第 5 章 報告 (第 31 条及び第 32 条)
- 第 6 章 指導及び監督 (第 33 条及び第 34 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 35 条)
- 第 8 章 終則 (第 36 条及び第 37 条)